

宮城県公報

発行県
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

七

平成二十五年五月十四日

一 許可を取り消した年月日

五
文
二
五
五
月
一
日

二 商号又は名称等

目次

一九

- 特定計量器の定期検査の実施
 - 建設業許可の取消し

公告

内する工事の完了（五件）

告示

示

(事業立地推進課)
(事業管理課)
(道 路 課)
(建築宅地課)

○宮城県告示第四百三十三号
計量法(平成四年法律第五
実施する。)

平成二十五年五月十四日

宮城県知事
村井嘉浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十五年七月一日	利府町全域	午前十時から午後二時三十分まで	仙台農業協同組合東部営農センターワン
七月二日	利府町全域	午前十時から午後二時三十分まで	仙台農業協同組合東部営農センターワン
七月同三日	利府町全域	午前十時から午後二時三十分まで	仙台農業協同組合東部営農センターワン
正午前十時から正午まで	仙台農業協同組合東部営農センターワン	午前十時から午後二時三十分まで	仙台農業協同組合東部営農センターワン

○宮城県告示第四百三十四号

第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年五月十四日

- 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名称

東松島市小松字谷地二百四番一、三百六番、二
百七番、二百八番、二百九番、二百十番、二百十
番、二百十二番、二百十三番、三百十四番、二
百十五番、二百十六番、三百十七番、二百十
番一、二百十九番、二百二十番、三百二十一番、
三百二十二番、二百二十三番、二百二十四番、二
百二十五番、二百二十六番、二百二十七番、二百
三十八番一、二百三十五番一、二百三十六番一、
三百三十七番一、二百三十八番一、三百三十九番
一及び二百四十番一並びに百八十三番、百八十四
番、百八十五番、百八十六番、百八十七番、百八
十八番、百八十九番、百九十番、百九十一番、百
九十二番、百九十三番及び百九十四番一の各一部
並びに百八十三番地先の道及び二百十八番地先の
道の各一部並びに二百四番一地先の水及び二百三
十五番一地先の水の各一部(二工区)

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

仙台市泉区泉中央三丁目八番地の一

大和ハウス工業株式会社仙台支店
常務執行役員支社長 岡田 恵吾

千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目五番地一
イオンタウン株式会社

- 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年五月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名称

名取市増田字北谷二百番、二百二番一、二百二
番二、二百二番三、二百二番五、二百四十二番三、
二百四十二番四及び二百二番三地先の水
名取市下余田字草倉田三百四十六番地

佐々木嘉壽治
名取市増田字北谷百十九番地
伊深 養一

- 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年五月十四日

- 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市高舘川上字東北畠六十四番一

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

名取市高舘川上字五性寺三十二番地の一
洞口 武志